

○浅麓環境施設組合同規約

平成14年3月28日

長野県佐久地方事務所指令13佐地総第539号

改正 平成17年3月10日規約第1号

平成19年3月29日長野県佐久地方事務所指令18佐地政第302号

平成21年7月14日長野県佐久地方事務所指令21佐地政第45号

浅麓環境施設組合同規約（昭和39年3月長野県指令39地第182号）の全部を改正する。

（組合の名称）

第1条 この組合は、浅麓環境施設組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

小諸市 佐久市 軽井沢町 御代田町

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町に係る同表の左欄の事務を共同処理する。ただし、佐久市にあっては旧浅科村の区域に限る。

共同処理する事務	市町村名
(1) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること	小諸市 佐久市 軽井沢町 御代田町
(2) 下水道汚泥処理施設の管理運営に関すること	小諸市 佐久市 軽井沢町 御代田町

2 前項の各号に係る受託業務に関すること。

（組合事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、小諸市甲1845番地に置く。

（組合議会の定数）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は12人とし、関係市町の議員の数は、次のとおりとする。

小諸市5人 佐久市2人 軽井沢町3人 御代田町2人

2 組合議員は、関係市町の議会において、関係市町の議会議員のうちから選挙する。

3 前項の場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の規定を準用する。

（議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、その属する関係市町議会議員の任期による。

2 関係市町議会議員の資格を有しなくなったときは、組合議員としての職を失う。

3 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった組合議員を選挙した関係市町の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

（議長及び副議長）

第7条 組合議会は、議員の中から、議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職を行う。
(組合の執行機関)

第8条 組合に組合長1人、副組合長4人及び会計管理者1人を置く。

- 2 組合長は、関係市町長の互選により、副組合長は組合長以外の関係市町長及び組合長の属する市町の副市町長をもってあて、会計管理者は組合長の属する市町の会計管理者をもってあてる。
- 3 組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長としての任期による。ただし、前項の組合長の属する市町の副市町長にあつては、その市町の副市町長の任期とする。
(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、関係市町の監査委員で識見を有する者のうちから1人をそれぞれ選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員及び関係市町の監査委員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
(補助職員)

第10条 第8条第1項に定める者のほか、組合に職員を置き、組合長が任免する。

(経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、関係市町の分担金、組合の事業により生ずる収入その他の収入をもってあてる。

- 2 前項の分担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支弁する。ただし、建設費等、臨時経費については、関係市町の協議により別に定める。
 - (1) 第3条第1項第1号に掲げる事務に関する経費 施設規模割50パーセント、処理実績割50パーセント
 - (2) 第3条第1項第2号に掲げる事務に関する経費 施設規模割50パーセント、処理実績割50パーセント
- 3 前項に共通する経費については、各号の経費合計に対する割合とする。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月10日規約第1号)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日長野県佐久地方事務所指令18佐地政第302号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月14日長野県佐久地方事務所指令21佐地政第45号)

この規約は、平成21年8月1日から施行する。